

港北ニュータウン

土地区画整理法第76条に基づく 建築行為等許可申請の手引き

横浜市都市計画局港北ニュータウン建設事務所
住宅・都市整備公団港北開発局

〈目 次〉

〔1〕 はじめに	1
〔2〕 土地区画整理法第76条第1項の許可について	1
〔3〕 許可申請の流れ	2
〔4〕 許可申請手続	3
(1) 事前指導・街づくり指導	
(2) 申請図書の提出	
(3) 審 査	
(4) 許可書等の交付	
(5) 完了届の提出	
〔5〕 計画の取り止め・変更等について	7
(1) 計画の取り止め	
(2) 計画の変更	
〔6〕 申請図書の記入留意事項	8
(1) 許可申請書	
(2) 案 内 図	
(3) 配 置 図	
(4) 断 面 図	
(5) 平 面 図	
(6) 立 面 図	
(7) 擁壁構造図	
(8) 参 考 資 料	
〔7〕 記入例（専用住宅の場合）	20
〔8〕 そ の 他	24
(1) 届出書の様式	
(2) 法令の抜粋	
(3) 他法令その他の手続き担当窓口一覧	

〔１〕 はじめに

港北ニュータウンは、「乱開発の防止」「都市農業の確立」「市民参加のまちづくり」を基本理念に、港北区、緑区にまたがる2,530haの地域で、21世紀を展望したまちづくりを展開しています。

そのうち1,317haについて、住宅・都市整備公団が土地区画整理事業により開発を進めております。

この「手引き」は、区画整理地区内において、建築行為等を行う場合に必要となる許可申請の相談から許可後の手続きをスムーズに行うために編集したものです。

皆様方の許可申請の一助として役立てていただければ幸いと存じます。

〔２〕 土地区画整理事業法第76条第１項の許可について

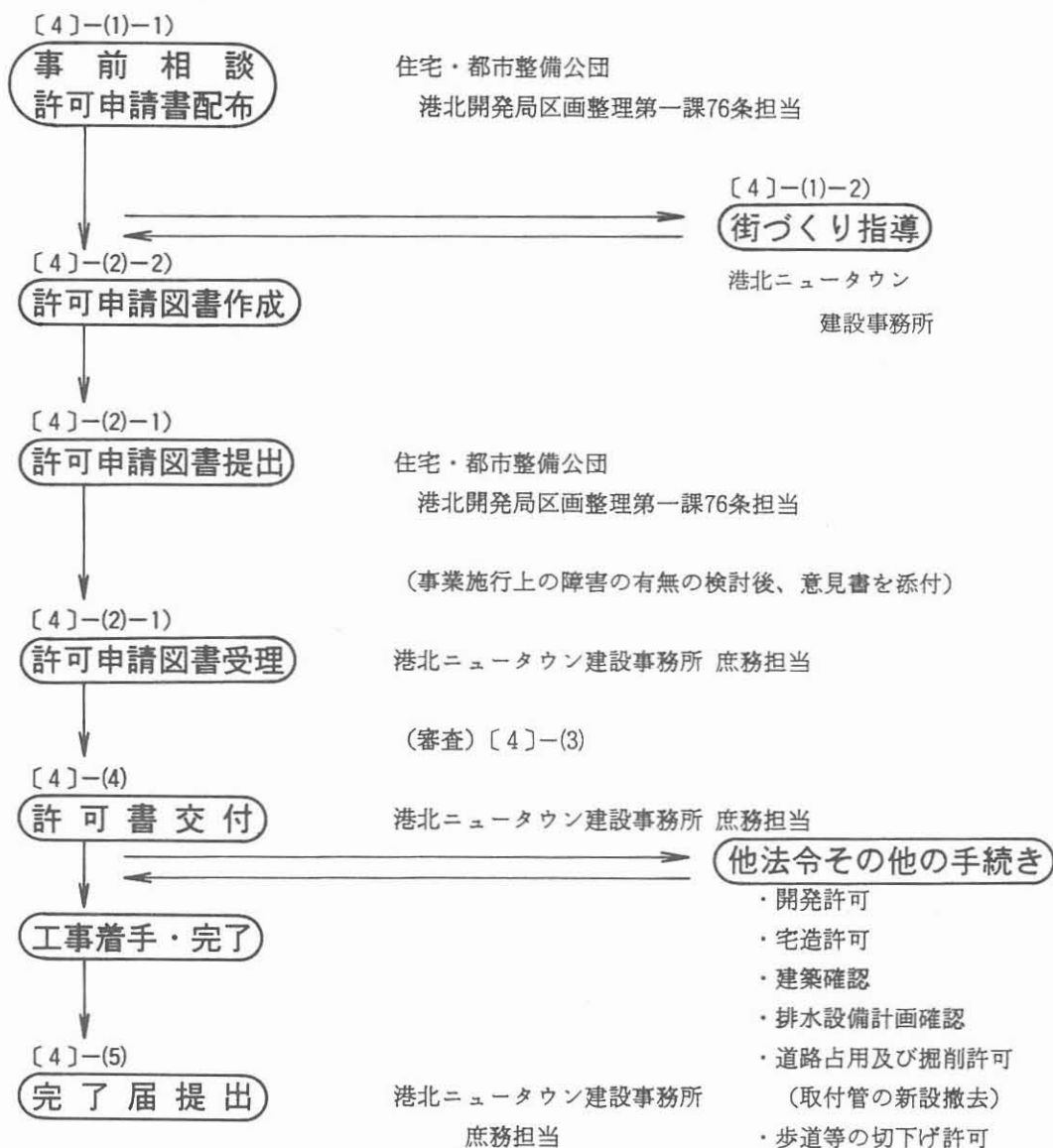
港北ニュータウンの建設事業は、土地区画整理事業によって住宅・都市整備公団が施行しています。

その区域内において、換地処分の公告がある日まで、次の行為をする場合、土地区画整理事業法第76条第１項に基づいて、横浜市都市計画局港北ニュータウン建設事務所長の許可が必要となります。

（許可の対象となる行為）

土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする行為。

〔3〕 許可申請の流れ



※ 上図の流れは一般的なものであり、建築協定区域内の場合や横浜市の条例要綱の適用対象となる場合などでは、所定の手続きを行って下さい。

※ 審査部局等の所在地については、位置図（裏表紙）をご覧ください。

〔４〕 許可申請手続

(1) 事前相談・街づくり指導

1) 事前相談

建築物の建築等を行われる方は、許可申請手続きについて、住宅・都市整備公団港北開発局区画整理第一課76条担当にご相談下さい。許可申請書類等をお渡し致します。

2) 街づくり指導

港北ニュータウンは住民参加のもとに、21世紀を指向する快適な街づくりを目標にしています。

良好な環境の街づくりは、住宅・都市整備公団施行の基盤整備や、市民の皆様が建築される建築物等によって達成されます。

そこで建築協定等が締結されるまでの間、許可申請に先立ち、港北ニュータウンの目標に沿うよう調整しています。

街づくり指導の対象となるもの

○ 港北ニュータウン建設事務所

(1) 特別な用地における建築行為等 (2) 一般住宅地区のうち、次に掲げるもの

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ア 共同住宅等地区 | ア 歩行者専用道路に接する敷地における建築行為等 |
| イ 工場倉庫等地区 | イ 緑道に接する敷地における建築行為等 |
| ウ 近隣センター地区 | ウ 専用住宅以外の建築行為等(長屋・二世帯住宅等) |
| エ 駅前センター地区 | エ 3棟以上の建築行為等 |
| オ タウンセンター地区 | オ 敷地の分割を伴う建築行為等 |

※ 詳細は「やさしい街づくり」(パンフレット)をご覧ください。

(2) 申請図書の提出

1) 申請図書の提出先

許可申請図書の提出先は、住宅・都市整備公団港北開発局区画整理第一課76条担当です。

公団で、事業施行上の障害の有無を検討した後意見書を添付し、横浜市都市計画局港北ニュータウン建設事務所庶務担当へ送付され受理されます。

2) 申請図書

- | | |
|--------|---------------|
| ① 申請部数 | 3部(正、正の写、副) |
| ② 申請図書 | ・申請図書一覧表のとおり。 |

記入については、記入留意事項及び記入例を参考にして下さい。

申請図書一覧表

〈土地区画整理法第76条に基づく許可申請図書〉

行為の種類 申請図書名	土地の形 質の変更	建築物その他の工作物の新築・ 改築・増築			物件の設 置たい積
		建 築 物	工 作 物	擁 壁	
申 請 書	○	○	○	○	○
委 任 状 〈注1〉	△	△	△	△	△
使用権限を有するこ とを証明する文書 〈注2〉	△	△	△	△	△
案 内 図	○	○	○	○	○
配 置 図 〈注3〉	○	○	○	○	○
平 面 図		○			
断 面 図	○	○		○	
立 面 図		○	○		
構 造 図 〈注4〉				△	
求 積 図 〈注5〉	△	△	△	△	△
そ の 他 必 要 な 図 書 〈注6〉	△	△	△	△	△

〈第76条許可申請書と併せて提出する図書〉

し尿浄化槽流末調書 し尿浄化槽廃止に伴う念書 〈注7〉		△			
直接放流に関する意見書 〈注8〉		△			
そ の 他 必 要 な 図 書 〈注9〉	△	△	△	△	△

※ ○印は、必要図書。

△印は、注1～9による。

〈注1〉許可申請を代理人に委任する場合は必要。

〈注2〉申請者と土地の所有者が同一人でない場合は必要。

〈注3〉高圧線下地の建築行為については、東京電力の承諾印が必要。

〈注4〉宅造許可及び開発許可対象の場合は不要。

〈注5〉仮換地指定された敷地を、そのまま申請敷地として使用する場合は不要。

〈注6〉現況平面図など、審査に必要な場合。

〈注7〉存置・先行使用宅地など公共下水道整備前に浄化槽を設置する場合は必要。

〈注8〉公共下水道が完備し、処理区域告示前に使用する場合は必要。

〈注9〉街づくり指導の対象となる場合など必要。（緑化計画図等）

申請図書の説明

〈土地区画整理法第76条に基づく許可申請図書〉

申請図書名	申請図書の説明	図面の縮尺
申請書	第 1 号 様 式	
委任状	(記 入 例 参 照)	
使用権限を有することを証明する文書	土 地 使 用 承 諾 書 な ど	
案内図	所 定 様 式	
配置図	土 地 の 形 質 の 変 更 位 置 建 物 の 位 置 工 作 物 の 位 置	1/200以上(原則)
平面図	建 物 の 平 面 図 (各 階)	1/200以上(原則)
断面図	敷 地 の 縦 ・ 横 断 面 図 が け 断 面 詳 細 図	1/200以上(原則)
立面図	2 面 以 上	1/200以上(原則)
構造図	擁 壁 構 造 図	1/50以上(原則)
求積図	三 斜 求 積 図	1/200以上(原則)
その他必要な図書	そ の 他 審 査 の た め に 必 要 な 図 書	

〈第76条許可申請書と併せて提出する図書〉

提出書類	提出書類の説明
し尿浄化槽流末調書	所定用紙
し尿浄化槽廃止に伴う念書	所定用紙
直接放流に関する意見書	所定用紙
その他必要な図書	街づくり指導で求める書類など

(3) 審 査

許可申請書の審査は、港北ニュータウン建設事務所で行います。

なお、下水道等に係る書類についても併せて事務処理します。

(4) 許可書等の交付

許可書等（許可一第2号様式、不許可一第3号様式）の交付は、事業施行上の障害の有無を審査したうえで、港北ニュータウン建設事務所で行います。

なお、交付については電話で連絡します。

(5) 完了届の提出

許可を受けた建築物等が竣工した場合は、完了届（第5号様式）を港北ニュータウン建設事務所に提出して下さい。（郵送）

〔5〕 計画の取り止め・変更等について

(1) 計画の取り止め

1) 取 下 げ

許可申請図書受付後、許可までの間に計画を取り止める場合は、「取下届」(第6号様式)を提出して下さい。

〔提出部数〕 2部(正、正の写)

〔提出先〕 港北ニュータウン建設事務所庶務担当

2) 廃 止

許可を受けた後、計画を変更するなどのために取り止める場合は、「廃止届」(第7号様式)を提出して下さい。

なお、「許可書」も併せて提出して下さい。

〔提出部数〕 2部(正、正の写)

〔提出先〕 港北ニュータウン建設事務所庶務担当

(2) 計画の変更

1) 軽微な変更

許可を受けた後、計画内容に軽微な変更が生じた場合は、「変更届」(第4号様式)を提出して下さい。

〔提出部数〕 2部(正、副) ※存置宅地については3部

〔提出先〕 港北ニュータウン建設事務所庶務担当

2) 上記以外の変更

許可を受けた後、計画内容に軽微でない変更が生じた場合は、許可を取り直して下さい。

許可の取り直しの手続きは、新規の許可申請の手続きと同様ですが、併せて、既に取得した許可について、(1)(2)の廃止の手続きも行して下さい。

※計画の変更を行う場合には、事前に港北ニュータウン建設事務所庶務担当に相談して下さい。

〔6〕 申請図書の記入留意事項

(1) 許可申請書

① 横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第 地区土地区画整理事業施行地区内 建築行為等許可申請書 ② 平成 年 月 日 横浜市都市計画局 港北ニュータウン建設事務所長 殿 申請者 住 所 ③ 氏 名 T E L 印 土地区画整理法第76条第1項の規定により、次のとおり許可を受けたいので関係図書を添えて申請します。				
行為の種別	④	1 土地の形質の変更 2 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築 3 物件の設置、たい積		
行為の場所	⑤	横浜市 区 町 番 (街区 画地)		
敷地面積	⑥	敷地の 権利別	⑦ 1 自己所有地 2 借 地 3 そ の 他	m ² m ² m ²
敷地の種別	⑧	1 仮換地 (イ 一般供用 ロ 先行使用) 2 存 置 3 その他 ()		

行

為

の

概

要

期

間

工事所

代理

そのイ

(第1号様式)

行 為 の 概 要 期 間	(1)土地の形質の変更		整 地 面 積 ⑨		m ²		
			切土の最高の高さ ⑩		m	盛土の最高の高さ ⑪	m
			目 的 ⑫				
	(2)	(イ) 建 築 物					
	建 築 物	工事の種別 ⑬	1 新築	2 改築	3 増築	最高の高さ ⑭	m
		建築面積	m ² (m ²)			構 造	⑮ 造
		延床面積	m ² (m ²)			用 途	⑯
	階 数 ⑰	地上	階、地下	階			
	の築	(ロ) その他の工作物					
	他・ の改 工築	工事の種別 ⑱	1 新築	2 改築	3 増築	最高の高さ ⑲	m
		構 造 ⑳	造			用 途	㉑
		(ハ) その他の工作物 (擁壁)					
	作・ 物増 の築	工事の種別 ㉒	1 新設	2 築造替	3 増積	構 造 ㉓	造
		高 さ ㉔	m ~ m			延長 (新設)	m
		延長 (築替) ㉕	m			延長 (増積)	㉖ m
(3) 物件の設置、たい積		概 要		㉗			
期 間	行為の着手予定年月日		平成 年 月 日		㉘		
	行為の完了予定年月日		平成 年 月 日		㉙		
工事施行者住所・氏名 ㉚		TEL					
代理人住所・氏名 ㉛		㉜ TEL					
その他必要な事項 ㉝							

- ① 第1地区、第2地区の数字を記入して下さい。
- ② 年月日は提出日を記入して下さい。
- ③ 申請者の住所、氏名、電話番号を記入し、押印して下さい。(印鑑は認印でもかまいません。)
- ④ 該当する項目番号を○で囲んで下さい。
- 1. 土地の形質の変更
 - ・盛土をする場合
 - ・切土をする場合
 - ・擁壁、階段、駐車場等の設置に伴い切盛土が発生し、現況の宅盤に変化を生じさせる場合(建築物の基礎等に係る切盛はこれに含まれません。)
 - 2. 建築物、その他の工
 - ・専用住宅、店舗、事務所、共同住宅、工場等の新築、改築、増築、移転の場合
 - ・擁壁、階段、広告塔等を設置する場合
 - 3. 物件の設置、たい積
- ⑤ 申請地の地番及び街区、画地番号を記入して下さい。(申請地の地番がわからない場合は公団でお知らせ致します。)
- ⑥ 画地全体を使用する場合は、仮換地面積を記入して下さい。(三斜求積不要)
画地の一部を使用する場合は、三斜求積による申請敷地面積を記入して下さい。
- ⑦ 該当する項目番号を○で囲んで下さい。詳細については、公団窓口でお問い合わせ下さい。
- 1. 自己所有地
 - ・仮換地指定を受けた者と申請者が同一の場合
 - 2. 借地
 - ・仮換地指定を受けた者から土地を借り受けて申請する場合(借地関係を明らかにする書類の添付が必要です。)
 - 3. その他
 - ・1. 2以外の場合(申請者の権原を明らかにする書類の添付が必要です。)
- ⑧ 該当する項目番号を○で囲んで下さい。詳細については、公団窓口でお問い合わせ下さい。
- 1. 仮換地
 - ・仮換地指定(使用収益開始)を受けている場合
 - 2. 存置
 - ・当該事業により家屋移転を要しない宅地
 - 3. その他
 - ・上記以外の場合
- ⑨ 切土する部分と盛土する部分の面積の合計を記入して下さい。
- ⑩ 切土の最高の高さを記入して下さい。(小数点以下第1位まで)

⑪ 盛土の最高の高さを記入して下さい。(小数点以下第1位まで)

⑫ 土地の形質の変更をする目的を記入して下さい。

かま

(例) 「車庫を設置するため」 「宅地を有効に使用するため」 等

⑬ 該当する項目番号を○で囲んで下さい。

⑭ 建築面積、延べ床面積を記入して下さい。〈改築、増築の場合は、改築、増築に係る部分の面積を記入し、() 内に既存部分を含めた面積を記入して下さい。〉

(小数点以下第2位まで)

発生

⑮ 建築物の地下、地上の階数を記入して下さい。

建築物

⑯ 建築物の最高の高さを記入して下さい。(小数点以下第1位まで)

⑰ 建築物の構造を記入して下さい。(例)「木造」「RC造」「S造」等

の新

⑱ 建築物の用途を記入して下さい。(例)「専用住宅」「店舗」「事務所」

「共同住宅」「工場」「物置き」等

⑲ 該当する項目番号を○で囲んで下さい。

⑳ 工作物の構造を記入して下さい。(例)「RC造」「S造」等

らな

㉑ 工作物の最高の高さを記入して下さい。(小数点以下第1位まで)

㉒ 工作物の用途を記入して下さい。(例)「階段」「広告塔」等

㉓ 該当する項目番号を○で囲んで下さい。

㉔ 擁壁の高さを記入して下さい。(小数点以下第1位まで)

。合

㉕ 擁壁の構造を記入して下さい。(例)「RC造」「間知ブロック練積造」等

㉖ 擁壁の延長を種別毎に記入して下さい。(小数点以下第1位まで)

㉗ 物件の概要を記入して下さい。

申請

㉘ 行為の着手予定年月日および完了予定年月日を記入して下さい。

付が

㉙ 工事施行者の住所、氏名、電話番号を記入して下さい。(業者が未定の場合は「未定」と記入して下さい。)

する

㉚ 申請者と申請手続を行う者が違う場合は、代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印して下さい。なお、代理人が法人の場合は、担当者の氏名も記入して下さい。本人が申請を行う場合は「本人申請」と記入して下さい。

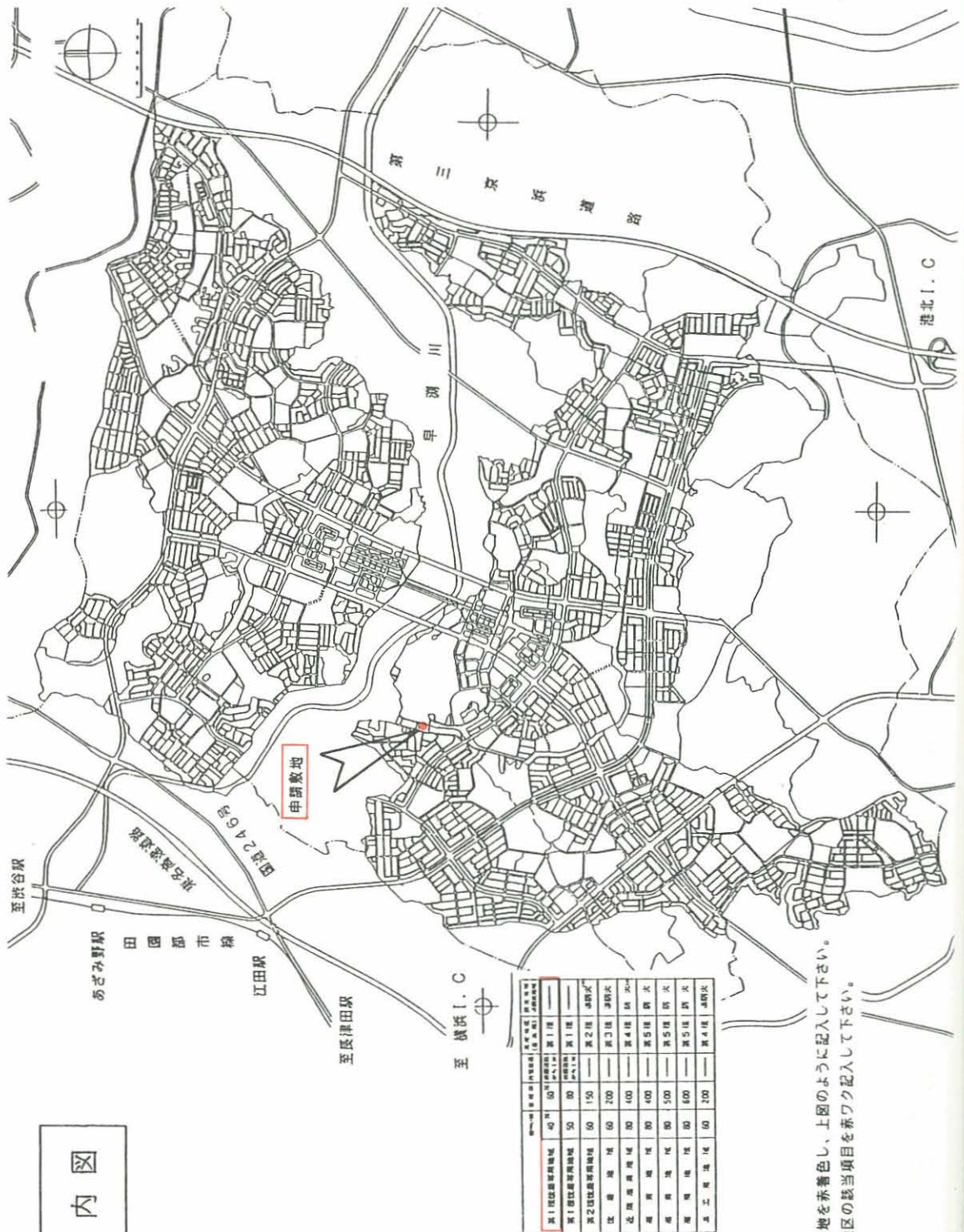
。合

㉛ 今回の許可申請前に、既に76条の許可を得ている場合は、その許可番号を記入して下さい。

合

(注) 複数の建築物を建築する場合には別紙を作成し、各棟毎に必要な事項を記入して下さい。

(2) 案内図



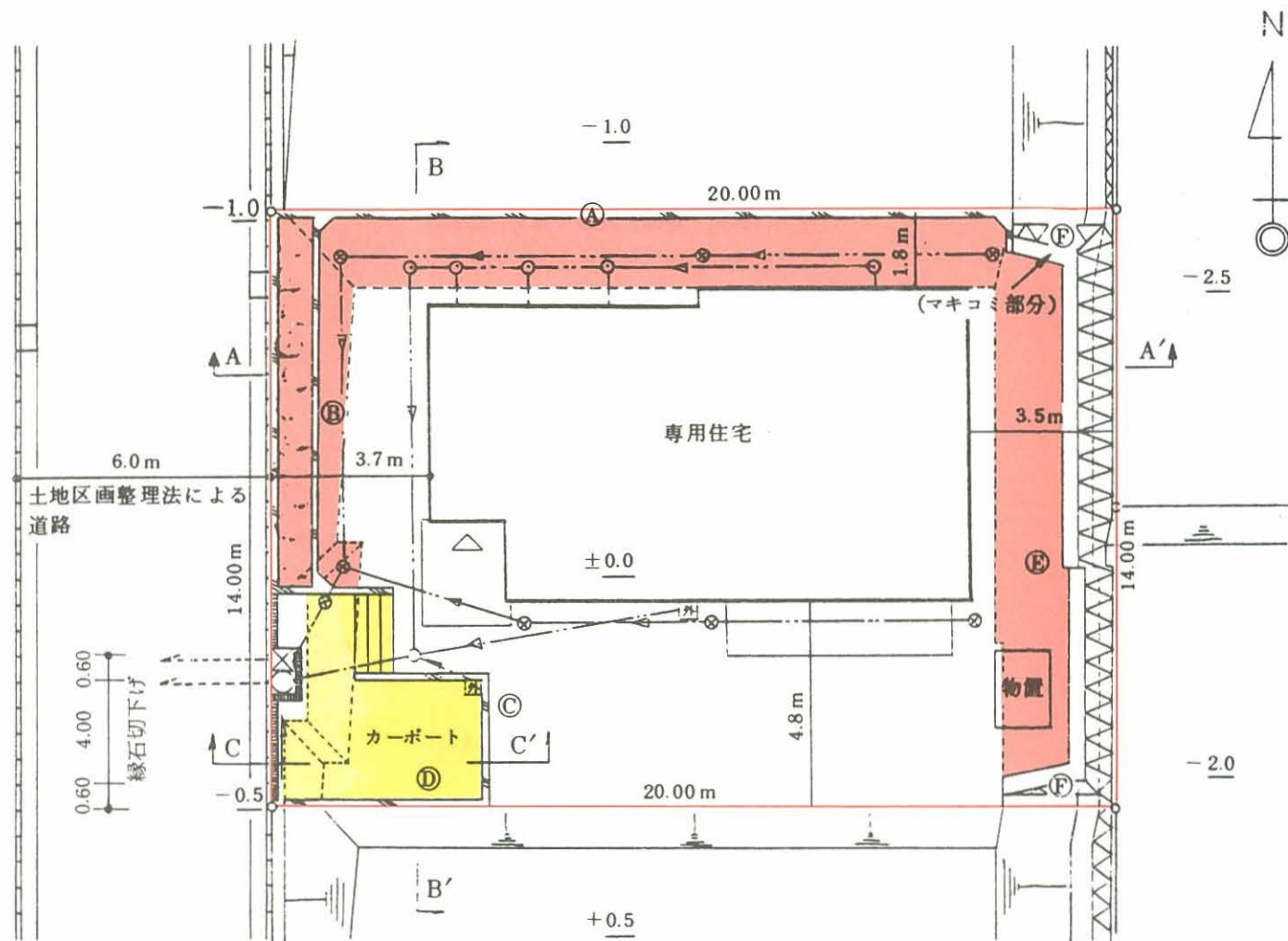
案内図

区分	用途	面積(㎡)	容積率	高さ(㎡)	用途	面積(㎡)	容積率	高さ(㎡)
第1地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第1地区(住宅用)	50	50	15
第2地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第2地区(住宅用)	50	50	15
第3地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第3地区(住宅用)	50	50	15
第4地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第4地区(住宅用)	50	50	15
第5地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第5地区(住宅用)	50	50	15
第6地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第6地区(住宅用)	50	50	15
第7地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第7地区(住宅用)	50	50	15
第8地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第8地区(住宅用)	50	50	15
第9地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第9地区(住宅用)	50	50	15
第10地区(住宅用)	住宅用	50	50	15	第10地区(住宅用)	50	50	15

記入事項

- 1 申請敷地を赤着色し、上図のように記入して下さい。
- 2 地域地区の該当項目を赤ワク記入して下さい。

(3) 配置図



配置図 SC = / (縮尺は1/200程度)

凡例

	申請敷地		雨水樹
	盛土		汚水樹
	切土		外流し樹

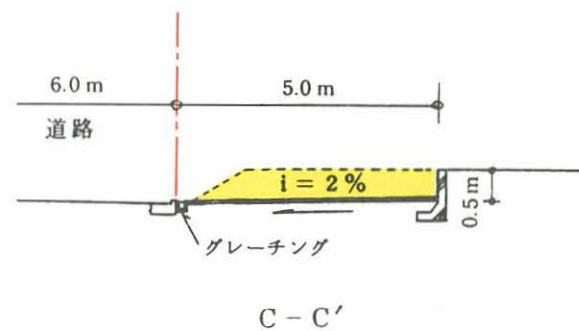
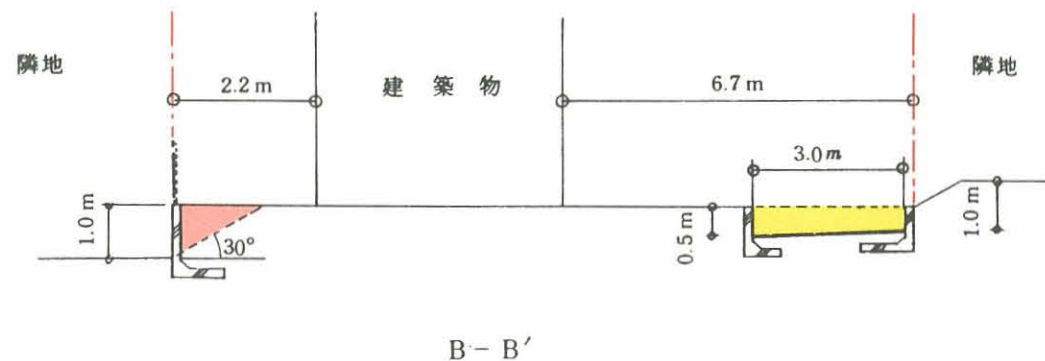
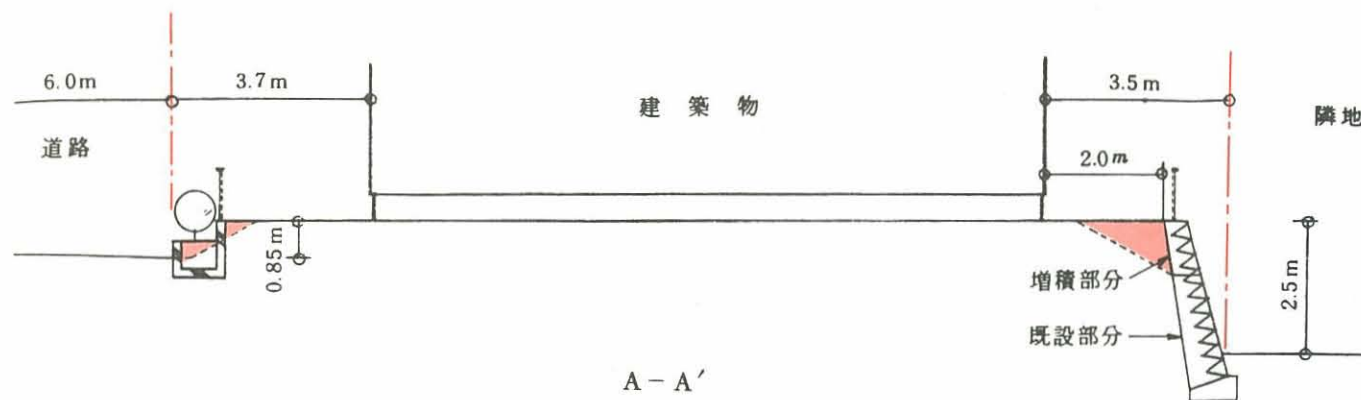
〔記入事項〕

1. 申請敷地境界線 (赤ワクにて囲み明示)
2. 方位・縮尺 (1/200程度)
3. 敷地周辺長
4. 敷地周辺の形状 (土羽及び擁壁) 及び高低差
5. 建築物と敷地境界との距離
6. 土羽及び擁壁の位置・形状 (新設・既設の区別)
7. 断面図位置
8. 各棟別の用途
9. 車庫 (カーポート) 及び階段の位置・形状
10. 道路縁石・歩道切下げの位置・寸法
11. 排水計画 (排水施設の位置及び排水経路)
12. 切盛土の色分け (切土→黄色、盛土→赤色)

〔留意事項〕

1. 建物回りには、建物の維持管理や排水施設の設置に支障ないように平場を設けて下さい。
2. 車庫 (カーポート) の位置は、交差点付近、バス停付近等を避けて下さい。詳しくは、港北ニュータウン地区歩道及び縁石の切り下げ基準を参照して下さい。
3. 敷地内の雨水が、スロープ等から直接道路に流れ出ないようにして下さい。
4. 接続樹の上空は、維持管理上常時開閉が可能なようにして下さい。
5. 外流しを設ける場合には、雨水が流れ込まないようにし、污水管に接続して下さい。
6. 不用となった接続樹は、撤去して下さい。(図面中に撤去と記入)
7. 擁壁は、RC造・間知ブロック造等とし、建築用ブロックは使用しないで下さい。
8. 計画に先だち、港北ニュータウン“やさしい街づくり”(パンフレット)を参照して下さい。

(4) 断面図



断面図 SC = / (縮尺は 1/200 程度)

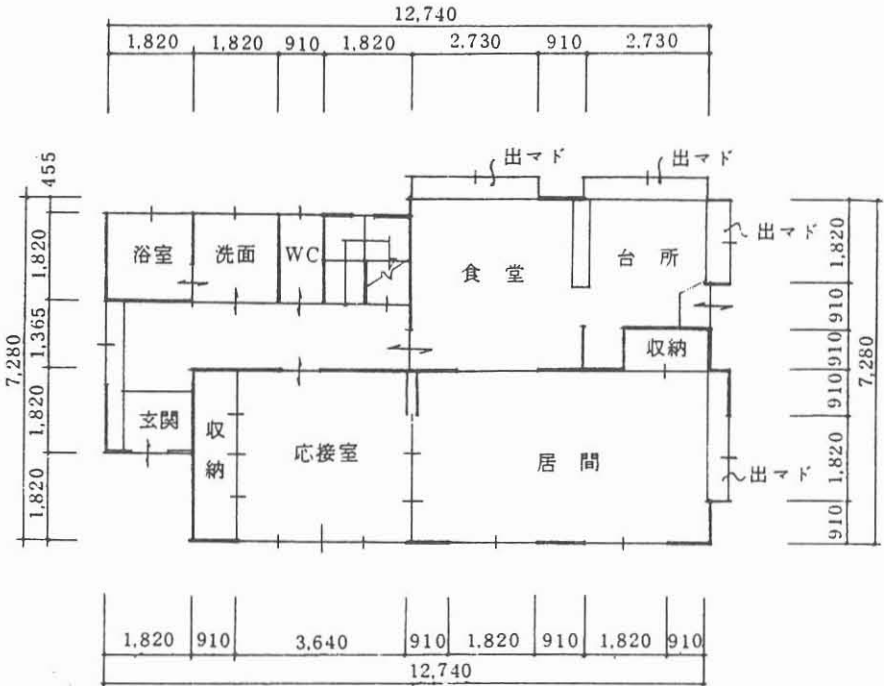
〔記入事項〕

1. 申請敷地境界線（赤線にて明示）
2. 縮尺（1/200程度）
3. 敷地周辺の形状（土羽及び擁壁）及び高低差
4. 建築物と敷地境界との距離
5. 土羽及び擁壁の位置・形状（新設・既設の区別）
6. 切盛土の色分け（切土→黄色、盛土→赤色）

凡 例

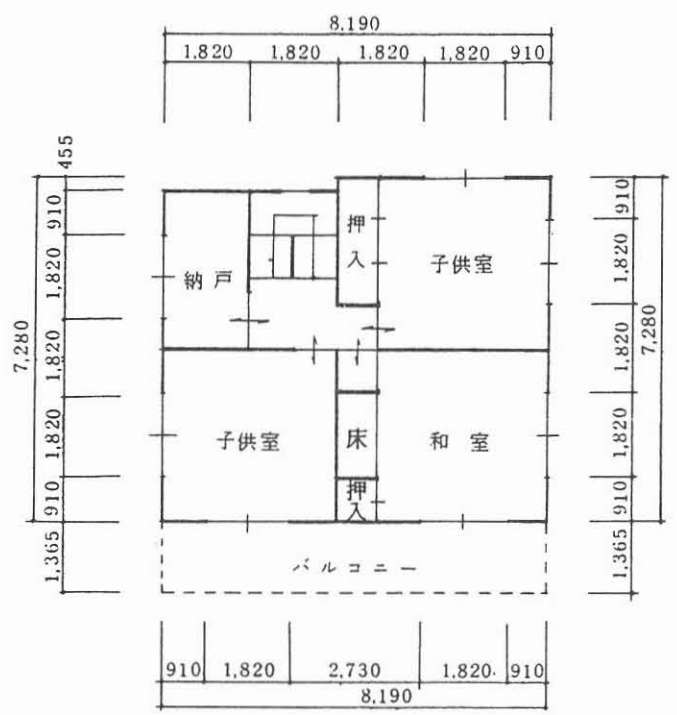
	申請敷地
	盛 土
	切 土

(5) 平面図



1階平面図

SC= /



2階平面図

SC= /

(6) 立面図



南側立面図

SC= /

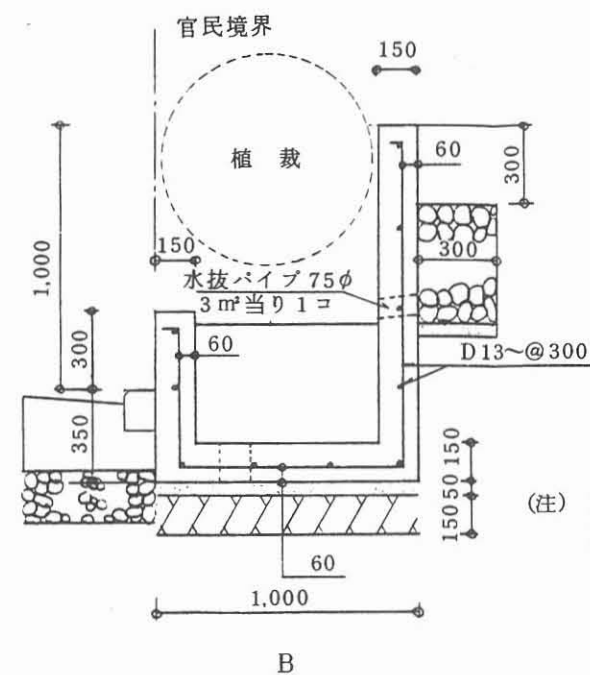
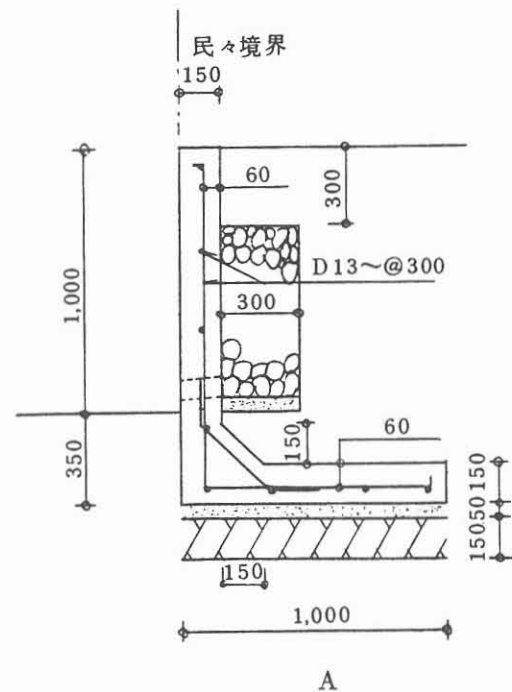


東側立面図

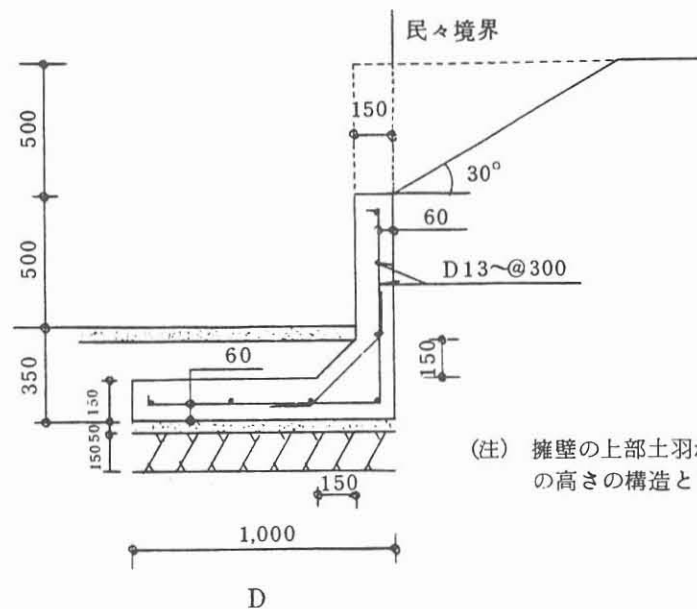
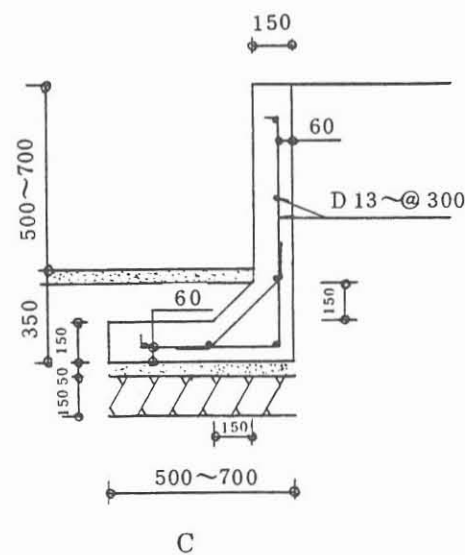
SC= /

(縮尺は1/200程度)

(7) 擁壁構造図

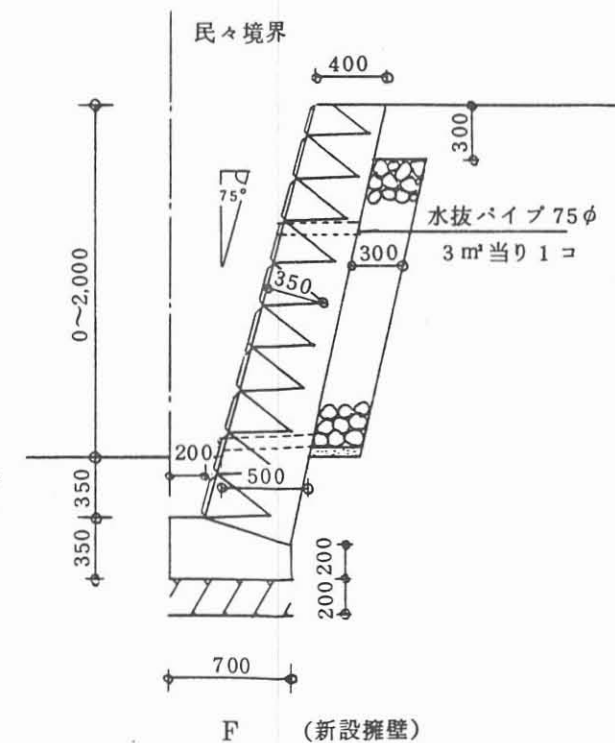
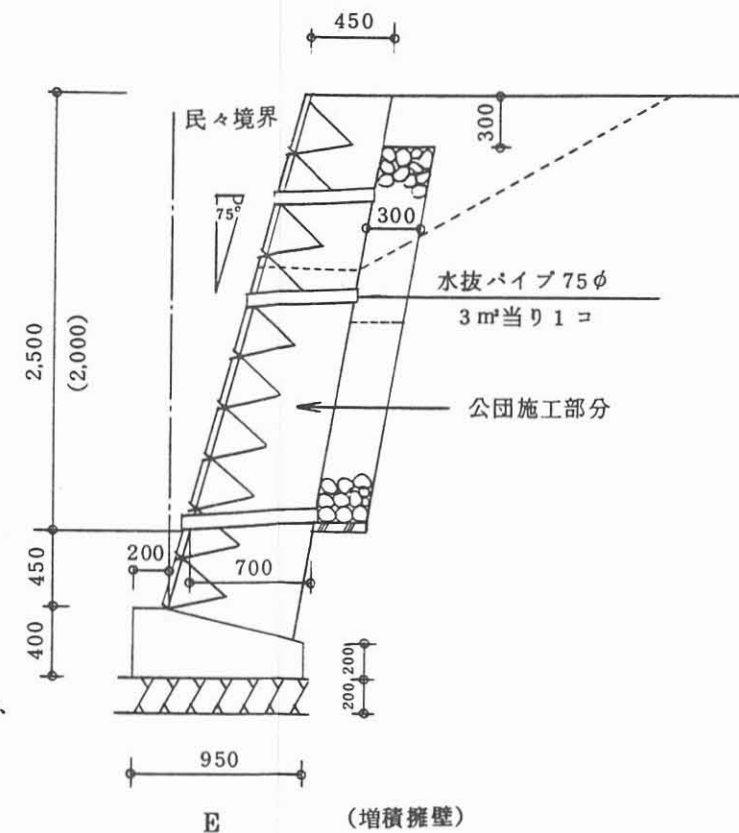


(注) 道路側に工作物を設置する場合、道路施設と工作物を一体構造としないこと。



(注) 擁壁の上部土羽がある場合、宅盤までの高さの構造として下さい。(点線)

擁壁構造図

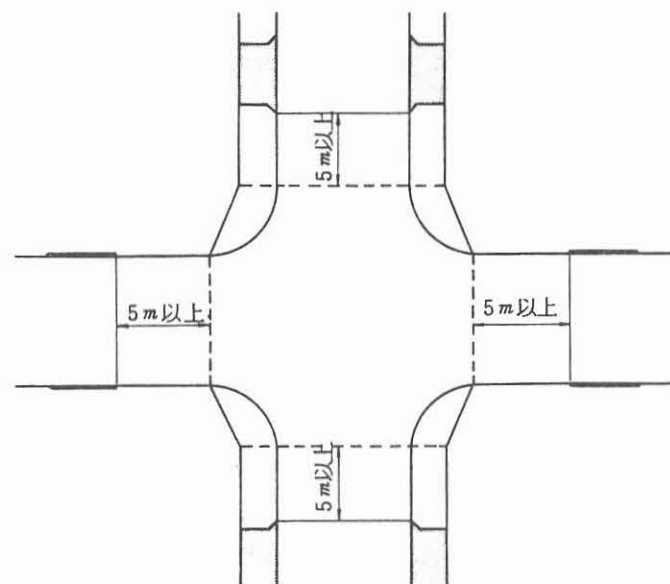


(注) 隣地に擁壁の基礎を突出させる場合には隣地地主の同意が必要です。

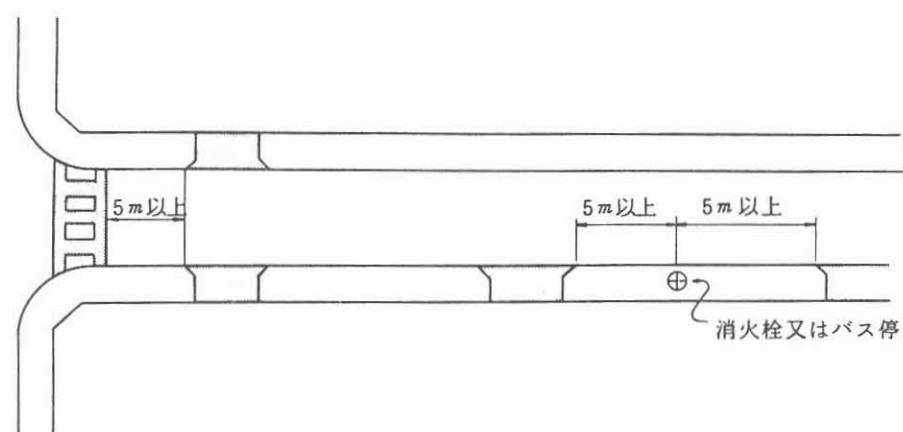
1) 歩道等の切下げ位置図

乗入施設の設置場所

交差点及び道路の曲り角



横断歩道及びバス停または消火栓



- 切下げの位置に街路灯、街渠桝、植樹などがある場合は、なるべくこれらの位置を避けて下さい。やむを得ず、これらの位置を切下げの場合は移設、補強等が必要です。
- また、街路灯が設置されている道路の歩道を切下げの場合は、街路灯ケーブルの切下げも必要です。
- L型側溝緑石のすりつけ部が隣地前に入る時は、隣地地主の承諾を得て下さい。

乗入れ施設の形状

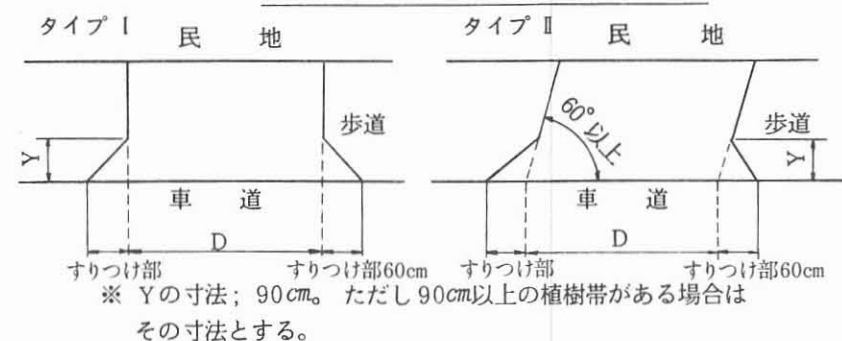
イ) 形状…………… 乗入れ幅は表に該当する値以下として下さい。

車 種 別 区 分	形 状		最 大 乗入れ幅 D	総幅員 D + すりつけ部
	長 さ	幅		
軽 自 動 車	3.00 m	1.30 m	2.40 m	3.60(6.00) m
普通・小型乗用車 小型トラック・自動三輪車	4.98	1.89	4.00	5.20(7.60)
大 型 車 1	7.50	2.50	7.40	8.60(11.00)
大 型 車 2	10.00	2.50	9.40	10.60(13.00)
大 型 車 3	12.00	2.50	10.50	11.70(14.10)

※ () 内は歩道幅員が 2.5 m 未満の場合です。

参考平面図

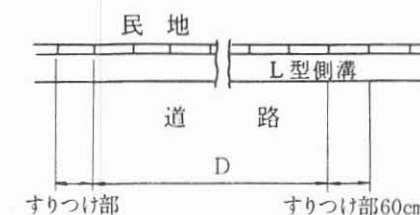
① 歩道幅員が 2.5 m を超える場合



② 歩道幅員が 2.5 m 未満の場合



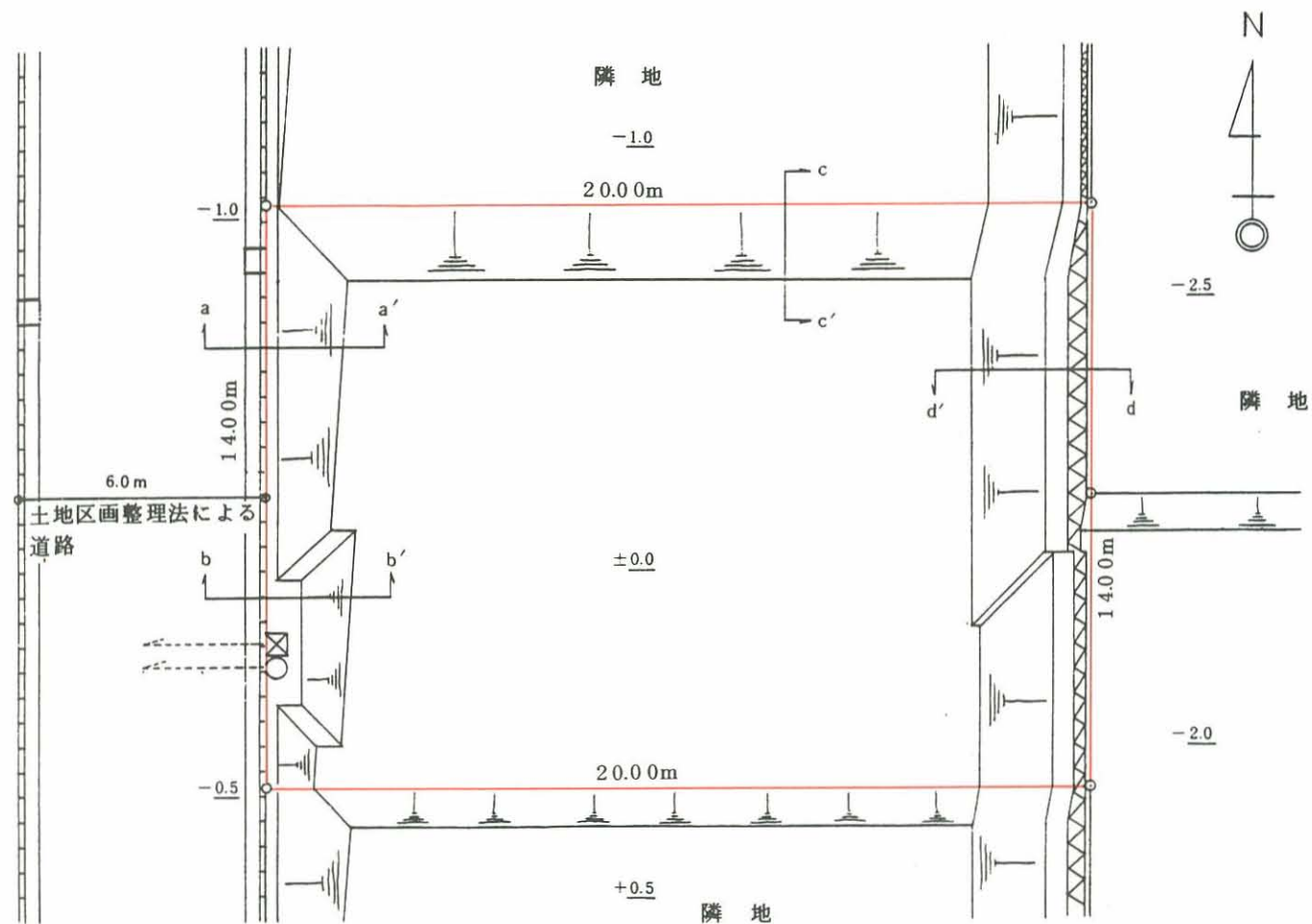
③ 歩道がない場合



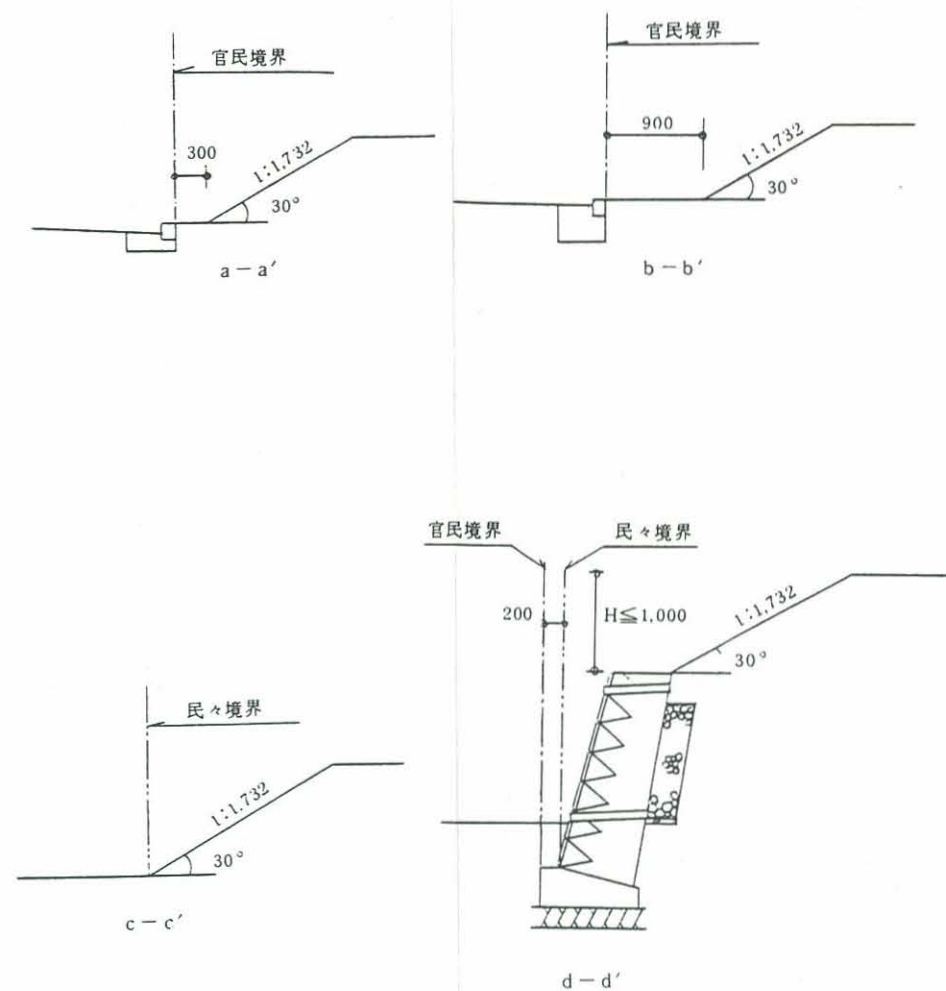
「但し、L型側溝のブロックが大きくすりつけが 8 % を超える場合はすりつけ部 = 2.4 m とする。」

2) 現況平面図

参考資料



現況平面図



現況断面図

(注) 現況地盤が造成計画平面図と異なる場合に必要となります。

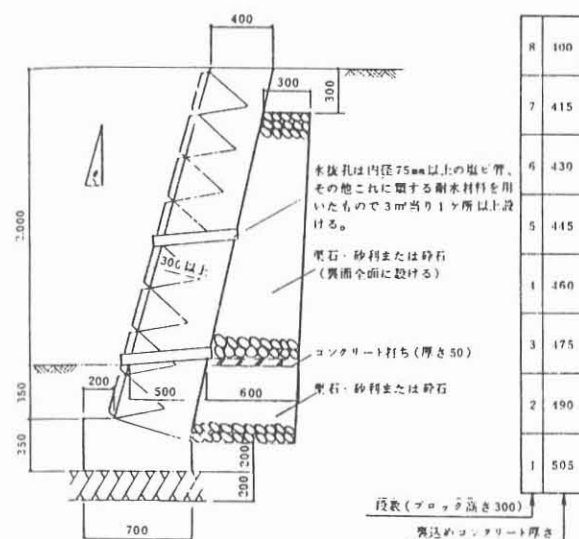
S c = / (縮尺は1/200程度)

3) 擁壁構造図

参考資料

高さ 2 m (盛土)
 $70^\circ < \theta \leq 75^\circ$

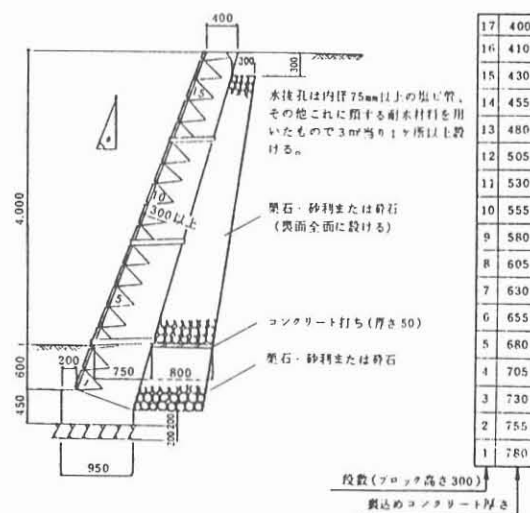
単位 mm



条件
1. 地耐力 7.5t/m²以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 180kg/cm²以上

高さ 4 m (盛土)
 $65^\circ < \theta \leq 70^\circ$

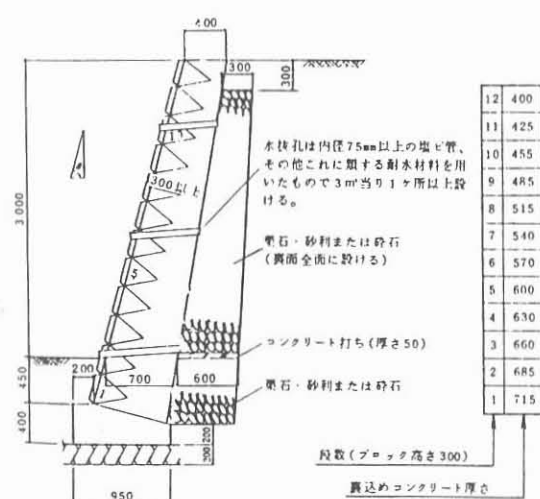
単位 mm



条件
1. 地耐力 10.0t/m²以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 180kg/cm²以上

高さ 3 m (盛土)
 $70^\circ < \theta \leq 75^\circ$

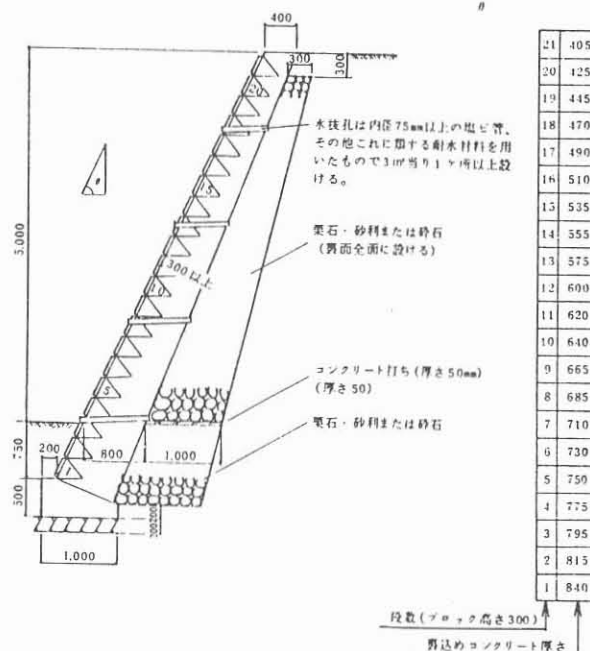
単位 mm



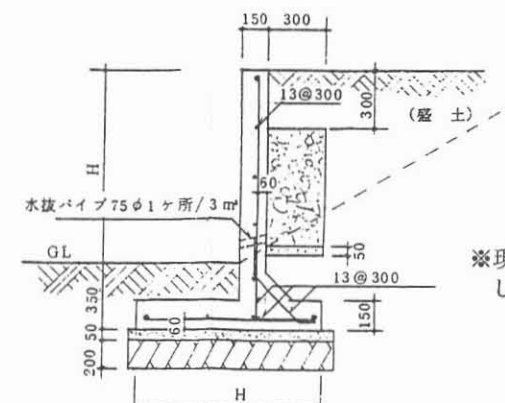
条件
1. 地耐力 7.5t/m²以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 180kg/cm²以上

高さ 5 m (盛土)
 $\theta \leq 65^\circ$

単位 mm



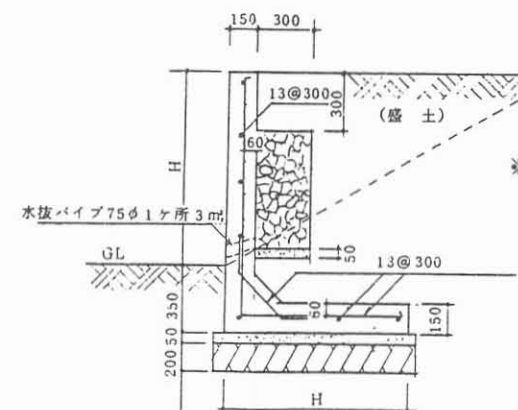
条件
1. 地耐力 12.5t/m²以上
2. コンクリートの4週圧縮強度 180kg/cm²以上



※現況土羽線を点線表示して下さい。

擁壁構造図

コンクリート強度 $FC = 210\text{kg/cm}^2$ 以上
但し H は 1.0 m 以下とする。



※現況土羽線を点線表示して下さい。

擁壁構造図

コンクリート強度 $FC = 210\text{kg/cm}^2$ 以上
但し H は 1.0 m 以下とする。

注) 間知ブロック練積造擁壁は、この他、切土タイプ、勾配が異なるもの等があります。詳細については、港北ニュータウン建設事務所に問い合わせして下さい。

〔7〕 記入例（専用住宅の場合）

横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第2地区土地区画整理事業施行地区内

建築行為等許可申請書

平成 4 年 5 月 2 日

横浜市都市計画局

港北ニュータウン建設事務所長 殿

申請者 住 所 横浜市港北区茅ヶ崎町 2031

氏 名 横浜 太郎

TEL 045-942-2481

土地区画整理法第76条第1項の規定により、次のとおり許可を受けたいので関係図書を添えて申請します。

行為の種別	① 土地の形質の変更 ② 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築 3 物件の設置、たい積		
行為の場所	横浜市 港北 区 茅ヶ崎 町 5,000 番 (25-25 街区 / 画地)		
敷地面積	280 m ²	敷地の 権利別	1 自己所有地 280 m ² ② 借 地 280 m ² 3 そ の 他 m ²
敷地の種別	① 仮換地 (① 一般供用 □ 先行使用) 2 存 置 3 その他 ()		

(第1号様式)

行 為 の 概 要	① 土地の形質の変更		整 地 面 積	84.1 m ²	
	切土の最高の高さ		0.6 m	盛土の最高の高さ	1.0 m
	目 的		専用住宅新築のため		
	② 建築物				
	工事の種別	① 新築 2 改築 3 増築	最高の高さ	8.3 m	
	建築面積	86.5 m ² (/ m ²)	構 造	木 造	
	延床面積	146.2 m ² (/ m ²)	用 途	専用住宅	
	階 数	地上 2 階、地下 / 階			
	(u) その他の工作物				
	工事の種別	1 新築 2 改築 3 増築	最高の高さ	m	
(h) その他の工作物 (擁壁)					
工事の種別	① 新設 2 築造替 ③ 増積	構 造	コンクリート間仕切りブロック造 RC		
高 さ	0.5 m ~ 1.0 m	延長 (新設)	40.7 m		
延長 (築替)	m	延長 (増積)	19.3 m		
(3) 物件の設置、たい積 概 要					
期 間	行為の着手予定年月日	平成 4 年 7 月 / 日			
期 間	行為の完了予定年月日	平成 4 年 10 月 31 日			
工事施行者住所・氏名	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目20番1号 早瀬川建設株式会社 045- 代表取締役 保土ヶ谷 三郎 TEL 503-1212				
代理人住所・氏名	横浜市緑区荏田北一丁目5番5号 住都公団開発建築設計事務所 045- 神奈川 一郎 (印) TEL 943-7407				
その他必要な事項					

委任状

私は都合により 横浜市緑区荏田北一丁目5番5号 を

住都公団開発建築設計事務所

神奈川 一郎

代理人と定め下記の建築物について土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請の手続を委任する。

1 行為の場所 横浜市港北区茅ヶ崎町5,000番

(25-25街区 1画地)

2 行為の種別 専用住宅の新築

平成4年4月25日

住 所 横浜市港北区茅ヶ崎町2,031番地

氏 名 横浜 太郎 (横)

土地使用承諾書

1 土地の所在 横浜市港北区茅ヶ崎町5,000番

(25-25街区 1画地)

2 面 積 280平方メートル

3 使用者名 横浜市港北区茅ヶ崎町2,031

横浜 太郎

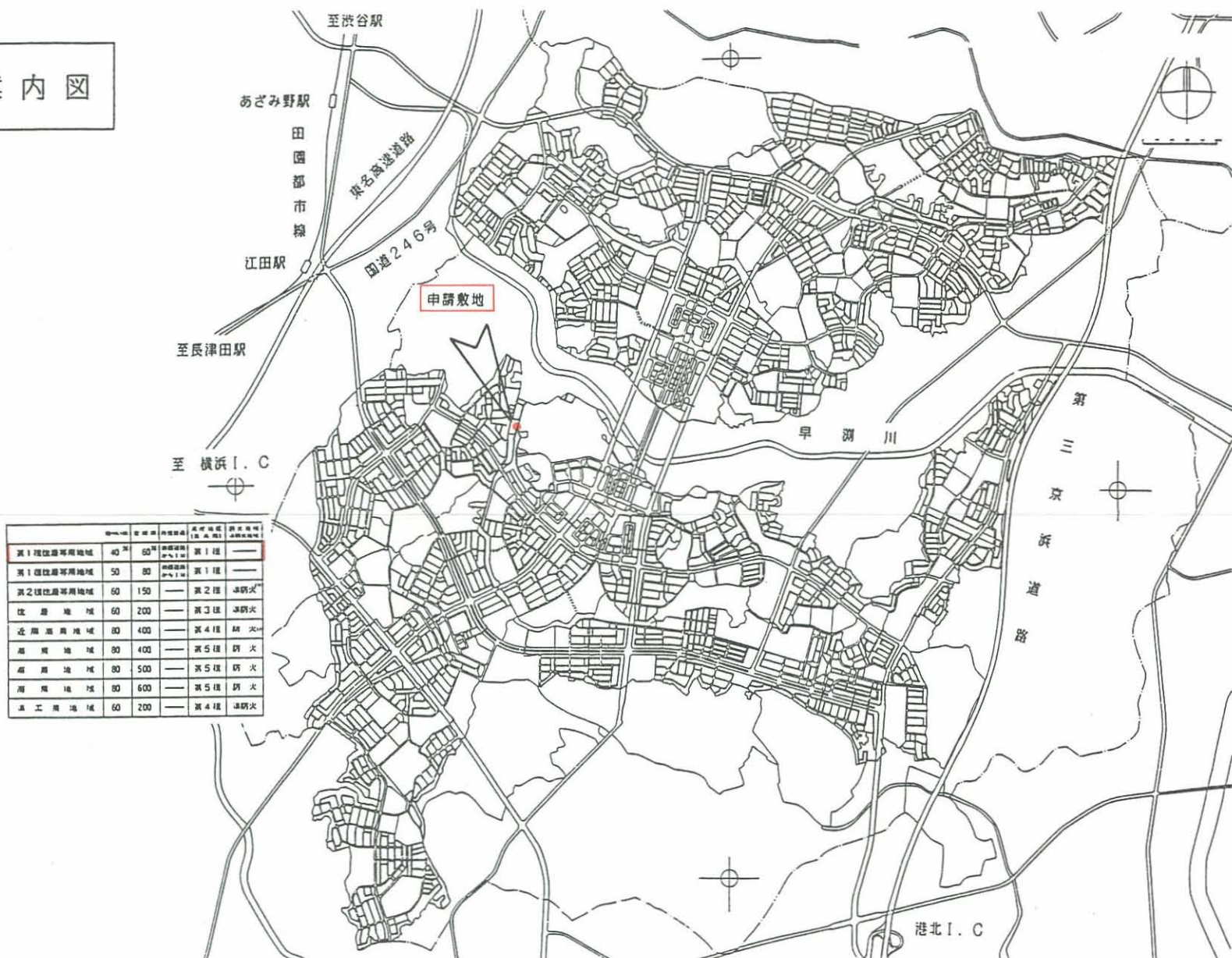
上記仮換地を専用住宅の建築敷地として使用することを承諾します。

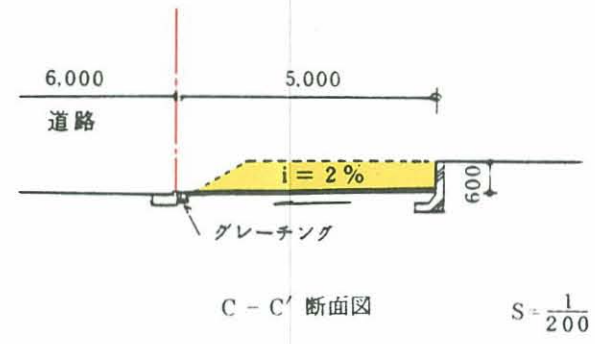
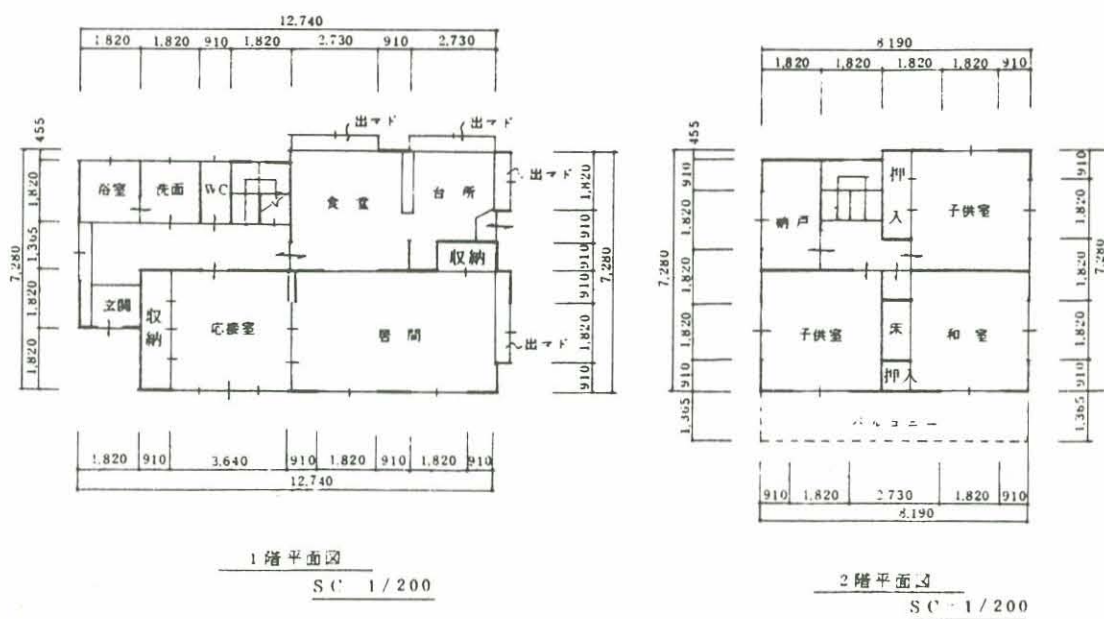
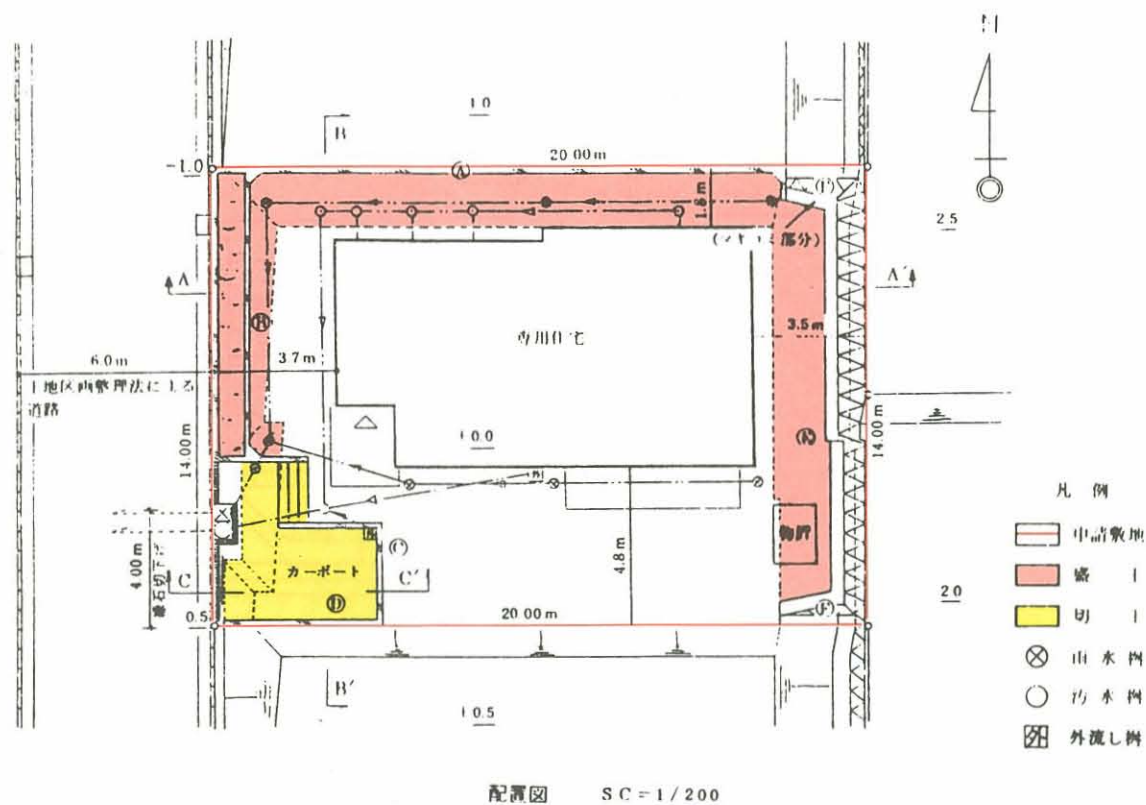
平成4年4月20日

住 所 横浜市港北区大豆戸町25-1

氏 名 港北 二郎 (港)

案内図





横浜太郎邸新築工事 住都公団開発建築設計事務所
神奈川 一郎 印

〔8〕 その他

(1) 届出書の様式

横浜国際港都建設事業横浜北部新都市第2地区土地区画整理事業施行地区内

建築行為等許可申請書

平成 年 月 日

横浜市都市計画局

港北ニュータウン建設事務所長 殿

申請者 住 所

氏 名

TEL

土地区画整理法第76条第1項の規定により、次のとおり許可を受けたいので関係
図書を添えて申請します。

行為の種別	1 土地の形質の変更 2 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築 3 物件の設置、たい積			
行為の場所	横浜市	区	町	番
	(街区		画地)	
敷地面積	m ²	敷地の 権利別	1 自己所有地 2 借 地 3 そ の 地	m ² m ² m ²
敷地の種別	1 仮換地 (イ 一般供用 ロ 先行使用) 2 存 地 3 その他 ()			

(第1号様式)

行 為 の 概 要	(1) 土地の形質の変更	整 地 面 積	m ²		
		切土の最高の高さ	m	盛土の最高の高さ	m
		目 的			
	(2) (イ) 建 築 物				
	建 築 物	工事の種別	1 新築 2 改築 3 増築	最高の高さ	m
		建築面積	m ² (m ²)	構 造	造
		延床面積	m ² (m ²)	用 途	
		階 数	地上 階、地下 階		
	他・の改	(ロ) その他の工作物			
	工 築	工事の種別	1 新築 2 改築 3 増築	最高の高さ	m
要	物増		造	用 途	
	の築	(ハ) その他の工作物(擁壁)			
		工事の種別	1 新築 2 築造替 3 増積	構 造	造
		高 さ	m ~ m	延長(新設)	m
		延長(継替)	m	延長(増積)	m
	(3) 物件の設置、たい積	概 要			
期	行為の着手予定年月日	平成	年	月	日
間	行為の完了予定年月日	平成	年	月	日
工事施行者住所・氏名		TEL			
代理人住所・氏名		TEL			
その他必要な事項					

土地区画整理法
第76条に関する

建築行為等変更届

平成 年 月 日

横浜市都市計画局港北ニュータウン建設事務所長 殿

住 所
氏 名
電 話

印

指令番号及び 許可年月日	横浜市都港建指令第 号 平成 年 月 日				
行為の場所	区 町 番 (第 地区 街区 画地)				
行為の内容					
代理人 住所・氏名	〒 (電話)				
変更の理由					
変更事項	変 更 前		変 更 後		
※ 決 裁 欄	所 長	事業推進 担当課長	担当係長	担 当 者	※ 受 付 欄

郵便はがき



横浜市都市計画局
港北ニュータウン建設事務所

行

横浜市

区

町

番地

建築行為等完了届

土地区画整理法第76条に関する建築行為等を完了したので
届けます。

平成 年 月 日

横浜市都市計画局

港北ニュータウン建設事務所長 殿

住所

氏名

印

電話

指令番号及
許可年月日

行為の場所

着手期日

完了期日

備考

土地区画整理法
第76条に関する 取 下 届

平成 年 月 日

横浜市都市計画局港北ニュータウン建設事務所長 殿

住 所

氏 名

印

電 話

1. 許可申請年月日

平成 年 月 日

2. 行 為 の 場 所

横浜市 区 町 番
(街区 画地)

上記の土地区画整理法第76条に関する許可申請については、次の理由により取下げます。

(理由)

土地区画整理法
第76条に関する 廃 止 届

平成 年 月 日

横浜市都市計画局港北ニュータウン建設事務所長 殿

住 所

氏 名

印

電 話

1. 指令番号及び許可年月日

平成 年 月 日

横浜市都港建指令第 号

2. 行 為 の 場 所

横浜市 区 町 番

(街区 画地)

上記の土地区画整理法第76条に関する許可申請については、次の理由により廃止
します。

(理 由)

(2) 法令の抜すい

「土地区画整理法」

(建築行為等の制限)

第七十六条 次の各号に掲げる公告があつた日後、第百三条第四項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくはたい積を行おうとする者は、建設大臣が施行する土地区画整理事業にあつては建設大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下本項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告

二 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告

三 市町村、都道府県、市町村長、都道府県知事又は建設大臣が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

四 地方公社が施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聞かなければならない。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場

合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じることができ、この場合においては、あらかじめ、それらの者について聴聞を行わなければならない。

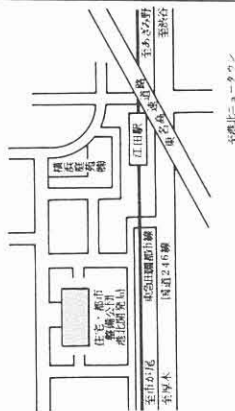
5 前項前段の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ぜべき者を確知することができないときは、建設大臣又は都道府県知事は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならない。

(3) 他法令その他の手続き担当窓口一覧 (港北ニュータウン土地区画
整理事業施行区域内)

他法令その他の手続き	窓口又は主管課
都市計画法第29条 (開発許可)	都市計画局港北ニュータウン建設事 務所宅造指導検査担当 942-2481
宅地造成等規制法第8条 (造成工事の許可)	同 上
建築基準法第6条・第88条 (建築物等の確認)	港北区役所建築課 543-1212(代) 緑区役所建築課 933-1212(代) 建築局建築審査課 671-2937
排水設備計画確認	都市計画局港北ニュータウン建設事 務所道路下水道指導検査担当 942-2481
道路の占用及び掘削許可	住宅・都市整備公団港北開発局 宅地募集第二課 943-7341 港北土木事務所 531-7361 緑土木事務所 931-2427
歩道又は縁石の切下げ	同 上

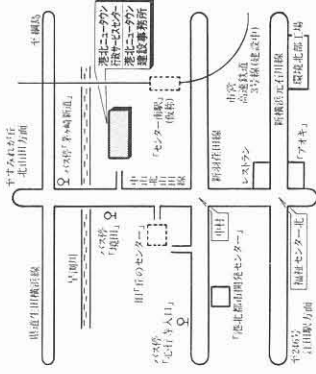
※ 主な手続きの担当窓口を掲載しました。その他のものについては、お問い合わせ下さい。

住宅・都市整備公団港北開発局



所在地 横浜市緑区荏田北1-5-5
TEL 045(943)7407
交通 田園都市江田駅下車徒歩3分

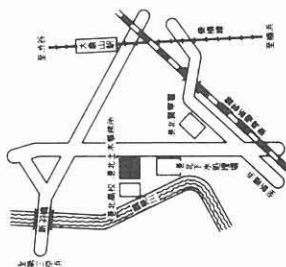
港北ニュータウン建設事務所



所在地 横浜市港北区茅ヶ崎町2,031番地
TEL 045(942)2481

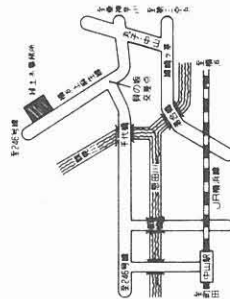
交通
★バス系統
①2003.東急 新横浜駅～研究所南
②2006.東急 あざみ野駅～市が尾駅
③2007.東急 道中坂下～市が尾駅
④2008.東急 新横浜駅～あざみ野駅
⑤東急 江田駅～綱島駅
徒歩5分

港北土木事務所



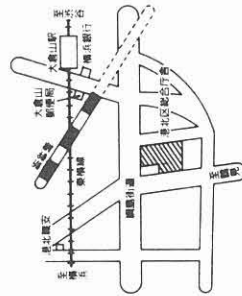
所在地 横浜市港北区太尾町1869
TEL 045(531)7361
交通 東横線大倉山駅下車市バス41系統
太尾駅下車徒歩7分

緑土木事務所



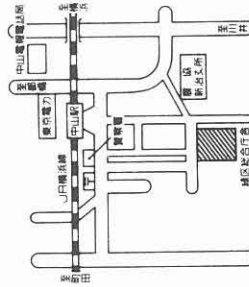
所在地 横浜市緑区川和町967
TEL 045(931)2427
交通 横濱線中山駅下車市バス43-33系統
緑土木事務所前下車

港北区役所建築課



所在地 横浜市港北区大豆戸町26-1
TEL 045(543)1212
交通 東横線大倉山駅下車徒歩6分

緑区役所建築課



所在地 横浜市緑区寺山町118
TEL 045(933)1212
交通 横濱線中山駅下車徒歩5分

港北ニュータウン：土地区画整理法第76条に基づく
許可申請の手引き

平成4年3月 改訂

発行 横浜市都市計画局港北ニュータウン建設事務所
〒223 横浜市港北区茅ヶ崎町2,031
TEL 045-942-2481

横浜市広報印刷物登録第620408号 類別・分類B-JA160